

公益財団法人鳥取県スポーツ協会指定管理施設スポーツ振興事業基金管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「本会」という。）に設置する指定管理施設スポーツ振興事業基金（以下「基金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(基金の目的)

第2条 基金は、スポーツの振興及び県民の心身の健康増進並びに武道の振興に寄与することを目的とする。

(基金の事業)

第3条 基金は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 定款に定める本県におけるスポーツの振興に資する事業
- (2) 鳥取県立布勢総合運動公園において、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興や心身の健康増進に資する事業
- (3) 鳥取県立武道館において、武道の普及振興に資する事業
- (4) 鳥取県営米子屋内プールにおいて、スポーツの普及振興に資する事業
- (5) 鳥取県から委託を受けた鳥取県立布勢総合運動公園、鳥取県立武道館及び鳥取県営米子屋内プールの管理運営に資する経費

(基金の構成)

第4条 基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とすることを指定して鳥取県から補助された鳥取県立布勢総合運動公園基金造成事業補助金、鳥取県立武道館基金造成事業補助金及び鳥取県営米子屋内プール基金造成事業補助金
- (2) 基金から生じる収入

(基金の管理)

第5条 基金は、金融機関への預金その他確実かつ有効な方法により管理する。

(経費)

第6条 第3条に掲げる事業（以下「基金事業」という。）の経費は、基金を充てる。

(事業計画及び予算)

第7条 基金事業は、事業開始前に基金事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 基金事業は、毎事業年度終了後、基金事業報告書及び決算書を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(基金の廃止)

第9条 基金は、鳥取県の承認を得たうえで理事会の議決により廃止することができる。

(残余財産の処分)

第10条 前条により基金を廃止したときに残余財産がある場合は、鳥取県の承認を得たうえで理事会の議決により処分する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、基金の運営及び管理に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。